

山口県最低工賃について



山口労発基 0207 第1号
令和6年2月7日

山口地方労働審議会
会長 鍋山 祥子 殿

山口労働局長
名田 裕



山口県和服裁縫業最低工賃の廃止決定について（諮問）

家内労働法第10条の規定に基づき、山口県和服裁縫業最低工賃（平成17年山口労働局最低工賃公示第2号）の廃止決定について、貴会の調査審議をお願いする。

令和5年度 第2回山口地方労働審議会

最低工賃関係資料

- 1 第14次最低工賃改正計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料No1
- 2 第14次最低工賃新設・改正計画方針・・・・・・・・・・・・資料No2
- 3 山口県和服裁縫業最低工賃額一覧表・・・・・・・・・・・・資料No3
- 4 令和5年度 山口県和服裁縫業に係る家内労働実態調査結果・
同ヒアリング調査結果の概要・・・・・・・・・・・・資料No4
- 5 最低工賃決定(改定)状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料No5
- 6 品目・規格別委託者数、家内労働者数、平均工賃単価・・・・・・・・資料No6
- 7 工賃額の決め方、委託量の変化等・・・・・・・・・・・・資料No7
- 8 和服裁縫業の最低工賃を設定している道県の状況・・・・・・・・資料No8

第 14 次最低賃金改正計画

山口労働局

令和 4 年度	山口県男子既製洋服・学校服・作業服製造業
令和 5 年度	山口県和服裁縫業
令和 6 年度	山口県学校服製造業

第 14 次最低工賃新設・改正計画方針

山口労働局

1 改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、最低工賃改正計画に従い、見直しを行う。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行う。

(2) 改正諮問の見送り

実態調査を実施する等、産業界の動向を勘案しつつ、最低工賃改正計画に従った改正を行う状況にないと判断する場合には、地方労働審議会においてその旨の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃についての改正諮問の見送りを行う。

2 新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施する。

- ① 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- ② 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- ③ 他地域との関連性が強い業種

3 廃止について

適用家内労働者が 100 人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、廃止することも検討する。

なお、当該最低工賃の廃止に当たっては、地方労働審議会の意見を十分に踏まえる。

山 口 県 和 服 裁 縫 業 最 低 工 賃

山口県内の区域で和服裁縫業にかかる業務を委託する委託者は、家内労働者に対して下表に定められた金額以上の工賃を支払わなければなりません。

効力発生日 平成17年5月10日

品 目	規 格		金 額
	生 地	仕 立 て 方	
中 振 り そ で	絹	あ わ せ	1枚につき 24,400円
留 め そ で		比 翼 あ わ せ	1枚につき 26,600円
コ ー ト		あ わ せ	1枚につき 14,600円
付 け 下 げ		あ わ せ	1枚につき 17,600円
羽 織		あ わ せ	1枚につき 11,400円
長 着		あ わ せ	1枚につき 15,100円
長 じ ゅ ば ん		あ わ せ	1枚につき 9,000円
浴 衣	綿	ひ と え	1枚につき 6,200円
名 古 屋 帯	絹	8 寸 ま つ り	1本につき 3,800円
		9 寸 し ん 入 り	1本につき 5,000円
袋 帯		し ん 入 り	1本につき 4,900円
喪 服		あ わ せ	1枚につき 16,000円

令和5年度 山口県和服裁縫業に係る家内労働実態調査結果
同ヒアリング調査結果の概要

山口労働局労働基準部賃金室

(概要)

令和5年10月末日現在で、県内の23委託者に対し、調査を行った。

その結果、最低工賃の適用を受ける品目・規格を委託する委託者数は10委託者、適用家内労働者は19人であり、平成22年以降適用家内労働者数が100人を下回っている状況であった。

また、最低工賃の設定がある12規格のうち7規格に係る平均工賃単価は、前回改正時の平成16年と比較すると増額していた。

さらに、10委託者のうち工賃額を決定する際に「最低工賃額のみを基礎に検討して自社独自に決定する」と回答した委託者は1者のみであった。

なお、調査にあたり、10委託者及び2団体に対し、別途ヒアリングを実施した。

(詳細)

1 委託者数、家内労働者数の推移

(1) 令和5年10月末日現在の最低工賃品目委託者は10委託者、家内労働者は19人であった。昭和55年の最低工賃新設時と比較して、委託者数は294減(-96.7%)、最低工賃適用家内労働者数は2,462人減(-99.2%)である。

(2) 前回調査(令和3年)時と比較して、委託者数は3委託者減(-23.1%)、最低工賃適用家内労働者数は8人減(-29.6%)となっており、最低工賃適用品目を受託する家内労働者数は平成22年の調査以降、100人を下回る。

(資料No.5「最低工賃決定(改定)状況」)

2 最低工賃を設定している品目・規格ごとの家内労働者の状況

最低工賃を設定している11品目・12規格のうち8品目・8規格に委託実績があった。委託実績のあった8品目の規格ごとの委託者数は1～9委託者、家内労働者数は1～11人で、現行の最低工賃設定の基となった平成16年当時の調査と比較するといずれも減少している。

(資料No.6「品目・規格別委託者数、家内労働者数、平均工賃単価」)

3 最低工賃を設定している品目・規格ごとの工賃額

- (1) 最低工賃品目を委託している 10 委託者が設定した品目・規格ごとの平均工賃額については、平成 16 年当時の調査と比較すると 12 品目中 7 品目が増加し、5 品目が減少している。

(資料 No. 6 「品目・規格別委託者数、家内労働者数、平均工賃単価」)

- (2) 最低工賃品目を委託している 10 委託者の工賃設定の理由（基準）については、自社にて独自に作成された工賃表を参考に決定するものが 5 件、家内労働者と相談し決定しているものが 4 件、最低工賃額のみを基礎に検討して自社独自に決定するが 1 件あった。

(資料 No. 7 「工賃額の決め方、委託量の変化等」)

4 最低工賃支払状況

- (1) 最低工賃品目を委託している 10 委託者の委託量について前回調査時と比較すると、「増加」が 1 委託者、「減少」が 5 委託者、「変化なし」が 4 委託者と減少傾向であった。委託量が減少した主な理由は、「着物の売上の減少のため」が最も多い理由であった。

- (2) 工賃支払額については、「増加」が 1 委託者、「減少」が 5 委託者、「変化なし」が 4 委託者と減少傾向であった。

- (3) 工賃支払額が減少した理由は、「着物の販売量が減ったため」が最も多い理由であった。

- (4) 最低工賃品目を委託している 10 委託者が、令和 5 年 10 月分として家内労働者 19 人に支払った 1 か月の工賃支払額の分布は、1～2 万円未満が 6 人で最も多く、1 万円～4 万円未満が 12 人であり、全体の半数以上を占めていた。

(資料 No. 7 「工賃額の決め方、委託量の変化等」)

5 和服裁縫業の最低工賃を設定している道県の状況

現在、8 道県で和服裁縫業の最低工賃が設定されている。

山口県の最低工賃額は、11 品目・12 規格で最低工賃が設定され、このうち、6 品目・6 規格において全国で最も高い工賃額となっている。

(資料 No. 8 「和服裁縫業の最低工賃を設定している道県の状況」)

6 和服裁縫業の業況

業況については、委託者から「着物が売れない。着物のレンタルが中心となっている。店を閉めた方が良いと思う。」、「コロナ以降、着物離れが益々進み、かつ古着、レンタル着物需要の増加の影響もあり、着物の販売は減少している。レンタル着物の需要は増加したが、着物の販売が順調であった時代と比較すると必要とされる着物の数が減少しており、業況は、悪い。」、「業況につい

ては、最悪な状況である。コロナの影響が大き過ぎた。」「コロナ前後で比較して状況が改善されていない。非常に厳しい状況である。」などの意見があった。

7 最低工賃の改正等に関する意見

- (1) 最低工賃の改正に関して委託者からは、「最低工賃が改正された場合、外注の割合を増やすことを検討する。」「改正されると率直に言うと経営的に厳しい。業界に歪みが生じる可能性がある。」など最低工賃改正に否定的な意見がある一方で、「最低工賃以上の工賃を支払っており、当社は最低工賃が改正されたところで問題ない。」と肯定的な意見もあった。

家内労働者からは「最低工賃を上げてもらいたい。」旨の意見があった。

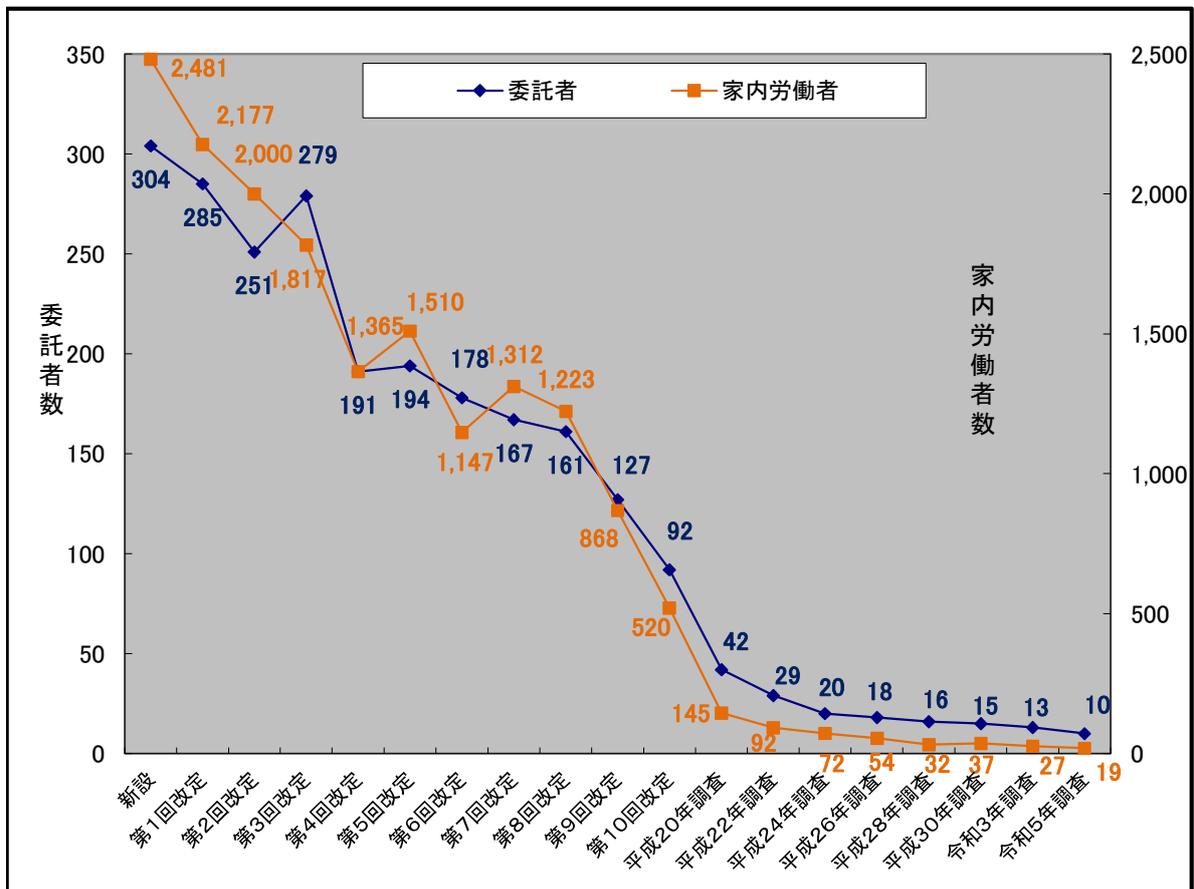
- (2) 最低工賃の廃止に関して委託者からは、「参考になるものがあつた方が良いので廃止はしない方が良い。」と最低工賃の存続に肯定的な意見がある一方、「最低工賃以上を支払っているので、廃止されたところで現在の工賃額を引下げるつもりは一切なく、問題ない。」「最低工賃が廃止されたとしても工賃を引下げることはない。」「廃止されたとしても工賃額を引下げることはない。時代に即して引上げていく。」など最低工賃を廃止したとしても最低工賃を引下げるつもりがない旨の意見があった。
- (3) なお、和裁士の資格発行団体である山口県和裁技能士会から「廃止されたとしても工賃を引下げられることはないと思うが、一定の基準として最低工賃を残した方が良いのではないか。」といった意見があった。また、日本和裁士会山口県支部からは「廃止されるよりは目安としてあつた方が良いのではないか。」との意見があった。

最低工賃決定(改定)状況

山口労働局

業種	改定回数	委託者	家内労働者	公示年月日	効力発生年月日
山口県和服裁縫業	新設	304	2,481	55. 4. 21	55. 5. 21
	第1回改定	285	2,177	58. 4. 8	58. 5. 8
	第2回改定	251	2,000	61. 3. 19	61. 5. 1
	第3回改定	279	1,817	元. 4. 10	元. 5. 10
	第4回改定	191	1,365	4. 4. 7	4. 5. 10
	第5回改定	194	1,510	6. 3. 22	6. 5. 10
	第6回改定	178	1,147	8. 3. 18	8. 5. 10
	第7回改定	167	1,312	10. 3. 10	10. 5. 10
	第8回改定	161	1,223	12. 4. 4	12. 5. 10
	第9回改定	127	868	14. 4. 4	14. 5. 10
	第10回改定	92	520	17. 4. 1	17. 5. 10
	平成20年調査	42	145		
	平成22年調査	29	92		
	平成24年調査	20	72		
	平成26年調査	18	54		
	平成28年調査	16	32		
	平成30年調査	15	37		
	令和3年調査	13	27		
	令和5年調査	10	19		

※平成20年調査以降は設定工賃の委託者数・家内労働者数



品目・規格別委託者数、家内労働者数、平均工賃単価

	品目	規格		工賃額の 設定単位	現行設定 最低工賃額	前回改正時 平均工賃単価		平均工賃単価					委託者数				家内労働者数			
		生地	仕立て方			H16年	H30年	H30年	R3年	R3年	R5年	R5年	H16年	H30年	R3年	R5年	H16年	H30年	R3年	R5年
								対H16年比		対H16年比		対H16年比								
和服裁縫業	中振りそで	絹	あわせ	1枚	円 24,400	円 28,108	円 29,489	% 4.9	円 26,986	% -4.0	円 26,750	% -4.8	人 17	人 9	人 7	人 1	人 36	人 9	人 7	人 1
	留めそで		比翼あわせ	1枚	26,600	31,142	31,950	2.6	29,378	-5.7	29,650	-4.8	32	10	9	0	74	10	9	0
	コート		あわせ	1枚	14,600	16,286	17,830	9.5	17,236	5.8	17,200	5.6	25	10	7	0	49	11	7	0
	付け下げ		あわせ	1枚	17,600	19,833	19,658	-0.9	19,400	-2.2	20,100	1.3	34	12	11	3	72	12	12	3
	羽織		あわせ	1枚	11,400	13,282	15,100	13.7	13,100	-1.4	15,180	14.3	21	9	7	1	49	10	7	1
	長着		あわせ	1枚	15,100	16,495	15,721	-4.7	16,869	2.3	19,350	17.3	41	14	13	9	108	19	16	11
	長じゅばん		あわせ	1枚	9,000	9,435	10,714	13.6	10,257	8.7	11,625	23.2	26	7	7	1	74	12	7	1
	浴衣		綿	ひとえ	1枚	6,200	6,884	6,692	-2.8	7,411	7.7	7,841	13.9	36	12	11	5	79	14	12
	名古屋帯	絹	8寸まつり	1本	3,800	4,695	4,638	-1.2	4,256	-9.4	4,000	-14.8	21	8	9	0	43	8	10	0
			9寸しん入り	1本	5,000	5,363	5,600	4.4	5,030	-6.2	5,330	-0.6	27	9	10	2	63	9	10	2
	袋帯	絹	しん入り	1本	4,900	5,233	5,725	9.4	4,944	-5.5	5,167	-1.3	30	8	9	3	61	9	9	3
	喪服		あわせ	1枚	16,000	17,222	19,000	10.3	17,213	-0.1	18,080	5.0	34	8	8	0	72	8	8	0

工賃額の決め方、委託量の変化等

○ 工賃額の決め方

	内 容	件数
1	最低工賃額のみを基礎に検討して自社独自に決定する	1
2	受注先の単価を基準にして決定する	0
3	自社にて独自に作成された工賃表を参考に決定する	5
4	同業者の価格を参考に決定する	0
5	家内労働者と相談の上決定する	4
6	その他()	0

※最低工賃品目委託者10社の件数。

○ 委託量の変化(前回調査との比較)

	内 容	件数(令和3年)	件数(令和5年)
1	増えた	1	1
2	減った	10	5
3	変わらない	2	4
増加理由※	新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛のため		1
	着物離れのため		1
減少理由※	着物の売上減少のため		4
	海外への外注が増えたため		1

※理由欄に記載があったものを計上。

○ 工賃額の変化(前回調査との比較)

	内 容	件数(令和3年)	件数(令和5年)
1	増えた	2	1
2	減った	7	5
3	変わらない	4	4
増加理由※	価格改定したため		1
	海外への外注が増えたため		1
減少理由※	着物の販売量が減ったため		4
	委託量自体が減少したため、支払う工賃の総額が減少したため		1

※理由欄に記載があったものを計上。

○ 工賃額階級別家内労働者数

工賃額(円)	令和5年10月に委託実績のある適用家内労働者数	
	男子(人)	女子(人)
0	—	—
1 ~ 19,999	0	6
20,000 ~ 29,999	0	2
30,000 ~ 39,999	0	4
40,000 ~ 49,999	0	1
50,000 ~ 59,999	0	1
60,000 ~ 69,999	0	2
70,000 ~ 79,999	0	0
80,000 ~ 89,999	0	0
90,000 ~ 99,999	0	0
100,000 ~ 109,999	0	1
110,000 ~ 120,000	0	2
合計	0	19

和服裁縫業の最低工賃を設定している道県の状況

R6.1月時点

品目	生地	仕立て方	北海道	青森	鳥取	島根	広島	長崎	熊本	山口	設定工賃 平均額	当局の工 賃額の順 位
			H14.3.22	H15.5.1	H26.5.21	H16.7.4	H14.5.9	H14.1.1	H13.4.21	H17.5.10		
中振りそで	絹	あわせ	23,000							24,400	23,700	1/2
留めそで		比翼あわせ	25,000	26,700	27,700	26,100	26,400	27,400	26,400	26,600	26,538	4/8
道行コート		あわせ	13,500			13,800	15,500	16,000	14,500	14,600	14,650	3/6
付け下げ		あわせ	16,500	15,500	17,100	17,000	16,000		16,000	17,600	16,529	1/7
羽織		あわせ	10,500	10,700	11,000	10,500	10,300	11,000	11,900	11,400	10,913	2/8
長着		あわせ	13,500	13,300	15,300	14,800	13,500	14,200	13,400	15,100	14,138	2/8
長じゅばん		あわせ		7,900		8,400	8,000			9,000	8,325	1/4
浴衣		綿	ひとえ	5,300	5,600	6,300	5,900		5,800	5,800	6,200	5,843
名古屋帯	絹	8寸まつり	3,000		4,000			4,300	3,400	3,800	3,700	3/5
		9寸しん入り	4,000	4,500	4,900	4,300	4,300	4,800	4,700	5,000	4,563	1/8
袋帯		しん入り	4,000	4,200	4,600	4,600	4,200	4,800	4,200	4,900	4,438	1/8
喪服		あわせ	13,700	14,200		15,000	16,000	15,000	14,600	16,000	14,929	1/7
委託者等の状況 (最低工賃適用者数)	委託者数	10	8	12	26	8	9	13	10			
	家内労働者数	33	28	22	67	46	18	54	19			

※ 赤色は最高額を示す。